

「生活保護制度に関する国と地方の協議」の開催について（案）

資料1

平成20年11月4日

1. 開催の趣旨

地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月28日）を受けて決定された「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）において、「国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取組みの推進や医療扶助の在り方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る」とされた。これを受けて、平成21年3月までの間、「生活保護制度に関する国と地方の協議」（以下「当会合」という。）を開催することとする。

2. 構成員

当会合の構成は次のとおりとする。ただし、各構成員は、代理（知事にあつては知事、市長にあつては市長に限る。）を当会合に出席させることができる。

谷本	正憲	石川県知事
阿部	孝夫	川崎市長
岡崎	誠也	高知市長
舩添	要一	厚生労働大臣
大村	秀章	厚生労働副大臣

3. その他

- (1) 当会合の庶務は、厚生労働省社会・援護局において処理する。
 - (2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。
- （注）当会合の内容は公開とする。

(参考1)

地方分権改革推進本部 「地方分権改革推進要綱(第1次)」(抄)
(平成20年6月20日)

【生活保護】

- 国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取り組みの推進や医療扶助の在り方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る。

(参考2)

地方分権改革推進委員会「第1次勧告」(抄) (平成20年5月28日)

【生活保護】

制度創設以来 50 年以上が経過しているが、この間大きな制度改革は行われてこなかった。少子高齢・人口減少社会の到来、家族形態の変容、就業形態の変化等の社会状況の変化に現行制度は十分対応できていない。このため国・地方を通じて適正化対策を引き続き行うとともに、抜本的な改革に向けて検討を開始すべきである。
〔厚生労働省関係〕

- 国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、地方自治体が主体となった自立支援の取り組みの推進や医療扶助のあり方など生活保護の制度全般について、国が責任を持つべき部分と地方が責任を持つべき部分との役割分担を踏まえた総合的な検討に着手し、平成20年度中を目途に制度改正の方向性を得る。